議員提出議案について

令和７年第２回筑紫野市議会定例会（３月）において、次の発議を提案し、可決しましたので、その内容をお知らせします。

発議第１号	再審法改正の促進を求める意見書について

【趣旨】

罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われる冤罪は、ひとりの人間の暮らしと人生、生命さえ奪うものであり、絶対にあってはならず、冤罪被害者は速やかに救済されなければなりません。

現状では再審請求手続きにおいて証拠開示がなされる制度的保障はなく、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行い取り消される事例が相次いでおり、冤罪被害者の一刻も早い救済には、速やかな刑事訴訟法の改正が必要です。

このことから、国会及び政府に対して、冤罪被害者を早期に救済するために、再審法改正の促進を強く要望するものです。

発議第２号	筑紫野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例において引用する規定に変更が生じることに対応すること、また、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されるため、条例の規定にある懲役を拘禁刑に改めるほか、所要の整理を行うため、本条例を改正するものです。

発議第３号	田中允議員に対する議員辞職勧告決議について

【趣旨】

令和６年６月、田中允議員の行為について、複数議員からハラスメントに関する苦情申立書が提出されたため、議会運営委員会が事実関係の調査及び確認を行いました。その結果、議員に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメント行為に該当すると判断せざるを得ないことから、令和６年１１月、議長から田中允議員に対し、文書による注意が行われました。

しかしながら、本件に関する報道各社に対する田中允議員の発言は、議長による注意とその内容を否定しただけでなく、筑紫野市及び筑紫野市議会の品位と名誉を著しく傷つけたものであり、田中允議員は市民の負託を受けた市議会議員としての資質に欠けると言わざるを得ないことから、自らの意思により、直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告するものです。